

船主または第三者の倉庫を経て船積される、いわゆる倉受貨物の場合における支払費用のみを船積費用と称し、はしけ荷役の場合のはしけ賃は実質上船積に要した費用ではあるが、とくにこれをもって船積費用とはいわないようである。ただ上記と異なる特約または慣習のあるときは、それにしたがうことはもちろんで、たとえば重量品積入に際し、本船備付の設備によってこれをなすことができず、浮起重機による場合に、その使用料を船長(船主)または荷送人のいずれの負担とも定めることができ、また貨物の種類・数量のいかんによっては、船内人夫賃を貨主負担とする特約をなすこともあり得る。——ランディング・チャージ。

参考文献 牧野幾久男著 海上運送実務。(今留光国)

していうんそうとりあつかいに 指定運送取扱人 昭和2・10 特別小口扱制度の改正、集配付小口扱制度の実施を機に、鉄道省はその貨物の集配作業を請負わせるために、各駅ごとに通運業者1店を指定した。この省直営作業の指定請負人を指定運送取扱人といった。鉄道省は国際通運株式会社を直接請負人(元請)としたので、指定運送取扱人は国際通運と代理店契約をむすび、下請関係にたった。指定運送取扱人制度は、一方においては各駅運送店の合同を促進する役割をはたし、他方においては請負契約を通じて鉄道省が道路運送を統制するという意義をもっていた。指定運送取扱人は、特別小口扱集配一手請負のほか、貨物積卸および貨車手押入換作業の一手請負、鉄道倉庫貨物の一手請負、省営自動車発着貨物の一手取扱、鉄道用地の貸付、運賃料金の後払、無賃乗車証の交付などの特権が与えられた。昭和3・4 鉄道省通課(ちょう)によって、鉄道省、国際通運、指定運送取扱人相互の懇親連絡をはかり、業務の改善につとめることを目的として、指定運送取扱人会が設立され、また昭和7年指定運送取扱人中央会が設立された。成文の指定運送取扱人規程は昭和11・7 制定され、昭和12・10 鉄道省指定店規程に改められた。その際指定運送取扱人の称呼も指定店と改められた。指定制度は昭和24年の小運送業複数制実施まで存続した。——通運史。(山本英一)

していがこう 指定学校 国鉄では一定の条件を具備する学校の学生・生徒・児童および幼児に対して、旅客運賃の割引を行っており、この対象となる国鉄の指定した学校をいう。

指定学校には、一定の形式を具備することによって当然指定学校となるものと、一定の条件を具備するものについて調査の上国鉄で個々に指定するものがある。

1 一定の形式を具備することによって当然指定学校となるもの。

学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の規定によって設立されている小学校・中学校・高等学校・大学・盲学校・ろう学校・養護学校および幼稚園ならびに琉球教育法(1952年琉球列島米国民政府布令第66号)第4章および第14章の規定によって設立されている幼稚園・小学校・中学校・高等学校・盲学校・ろう学校および琉球大学は国鉄の指定を受けなくても無条件で指定学校となる。ただし通信教育の学校にあっては、国鉄の指定をうけたもの。これらの学校は国立・公立および私立(法人)の別は問わない。なお当然指定学校となるものの学生・生徒・児童・幼児とは、学校教育法上根拠のあるものをいうのであって、その範囲はつぎによる。(1) 幼稚園の幼児 (2) 小学校の児童 (3) 中学校の生徒 (4) 高等学校(通信教育課程を除く)の生徒、ならびに同校の専攻科および別科の生徒 (5) 大学(短期大学を除く、本号中以下同じ)の学部(通信教育学部は、国鉄がとくに指定したもの)および短期大学の学科の学

生、これらの学校の専攻科および別科の学生ならびに大学の大学院の学生 (6) 特殊教育学校(盲学校・ろう学校および養護学校)の児童・生徒ならびに同校の専攻科および別科の生徒 (7) その他 ア 旧大学令による大学の学部の学生ならびに同校の研究科の学生 イ 旧専門学校令による専門学校の生徒ならびに同校の予科・研究科および別科の生徒。

2 一定の条件を具備するもので、調査の上個々に指定して指定学校となるもの。

(1) 学校教育法第1条以外の規定にもとづいて設立されている特殊目的の国公立の学校で、修業期間が1箇年以上あり、かつ1箇年の授業時間700時間以上の条件を具備するものの中から、申請により国鉄で調査の上指定したもの。

(2) 学校教育法第83条の規定によって設立されている私立学校(各種学校)で、設立認可後1箇年以上経過し、修業期間が1箇年以上あり、かつ1箇年の授業時間700時間以上の条件を具備するものの中から、申請により国鉄で調査の上指定したもの。

以上の指定学校の学生・生徒・児童および幼児に対しては、通学定期乗車券の発売が行われるほか、学生運賃割引(大人にかぎる)の適用および普通団体旅客とは別個の学生団体旅客運賃割引が適用される。(平林喜三造)

していしょくいん 指定職員 国鉄の*管理職のうち、その職務に対する責任の度合いが比較的重く、給与の面で他の管理職とは特別の取扱を受ける職員を指す名称で、これを大別すれば、つぎの3種となる。

1 呼称を付与される指定職員

職務の種類・性質および重要度に応じて**参与**、**参事**、**副参事**または**技師**の呼称を付与される職員であって、正式にはこの種の職員を指定職員という。だいたいにおいて、事務出身者には参与、参事または副参事の呼称が付与され、技術出身者には技師の呼称が付与されるのであるが、技術出身者でも、本社の課長以上(室長、を含み、技師長、副技師長を除く)、支社長、調査役、監察役、中央鉄道教習所の部長以上、鉄道管理局の部の次長以上、駐在運輸長、鉄道教習所の教頭以上のように、事務、技術の区別がつきがたく、行政的色彩の強い職務にある者には参与、参事または副参事の呼称が付与される。また同じく行政的な職務に対しても参与、参事、副参事というように呼称に区別があるのは、指定職員のうちにも、おのずから職務の重要度や責任の軽重に差があるからであって、参与を最上位、参事を中位、副参事を最下位とする3段のクラスを設けたわけであり、技師については呼称の上で3段のクラスを設けず、ほう給の上で1級、2級、3級のクラスが設けられているのであって、1級のほう給を受ける技師は参与と同格であり、2級のほう給を受ける技師は参事と、3級のほう給を受ける技師は副参事と同格である。

指定職員の範囲は別表1のとおりであるが、その数は、

定数の定められているもの

参与クラス	90名
参事クラス	477名
副参事クラス	3,653名
定数の定められていないもの	
常に増減するもの	121名
臨時に増置されたもの	44名
合 計	4,385名

で、これが昭和32・6現在において正式に置かれている指定職員である。